

令和6年度PCクライアント導入に係る一般競争入札実施要領

(目的)

第1条 本組合経理規則第81条第1項により行う「令和6年度PCクライアント導入に係る一般競争入札」(以下「本入札」という。)の実施に関し必要な事項を定めることにより、本入札の円滑な執行を図るとともに、適正な契約の履行に資することを目的とする。

(入札情報の開示)

第2条 本入札を実施するにあたり、次の各号に定める事項について開示する。

- (1) 入札に付する事項
- (2) 参加資格に関する事項
- (3) 参加申請及び質問・回答に関する事項
- (4) 参加者の決定及び入札に関する事項
- (5) 支払条件
- (6) 留意事項
- (7) その他、組合長が必要と認める事項

2 前項の開示は一般競争入札情報(様式例第1号)を本組合ホームページに掲載して行うことを基本とする。

(参加資格)

第3条 本入札への参加は、次の各号全てに該当する者に限る。

- (1) 農林水産省の機関及び三重県の指名停止の対象となっていない者(なお、農林水産省の機関とは、農林水産省内局及び外局、施設等機関、地方支分部局並びに農林水産技術会議事務局筑波産学連携支援センターをいう。)
- (2) 法人若しくは役員等が、暴力団、暴力団構成員、暴力団関係企業若しくは関係者、総会屋、その他の反社会的勢力(以下「反社会的勢力」という。)でないこと、また反社会的勢力と関係がない者。
- (3) 会社更生法(平成14年法律第154号)の規定に基づく再生手続開始の申立て、又は民事再生法(平成11年法律第225号)の規定に基づく民事再生手続開始の申立てがなされていない者。
- (4) 日本国内に本社(本店)を有する者。

(参加申請)

第4条 本入札に参加しようとする者は、所定の期日までに一般競争入札参加資格確認申請書(様式例第2号)(以下「申請書」という。)、誓約書(様式例第3号)、暴力団関係者・反社会的勢力ではないことの確約書(様式例第4号)及びその他の必要書類を提出しなければならない。

(参加資格の確認)

第5条 申請書等の提出があったときは、その内容について審査のうえ参加資格の有無について決定する。

- 2 前項の審査の結果、参加希望者が参加資格要件を満たしていないことが確認されたときは、一般競争入札参加資格審査結果通知書(様式例第5号)により通知するものとする。
- 3 前項において参加資格なしの通知を受けた者は、その通知を受けた日の翌日から起算して2日(日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日を除く。)以内に、書面により決定の理由について説明を求められることができる。
- 4 前項により説明を求められた場合の回答は、一般競争入札参加資格審査結果に係る回答書(様式例第6号)による。
- 5 入札情報の開示において落札候補者決定後に審査する旨指定した場合の当該審査については、第1項によらず、開札後、落札候補者についてのみ行う。

(代理人)

第6条 代理人をして入札するときは、委任状(様式例第7号)を入札執行前に提出し、その代理人により入札するものとする。

(参加資格の取消し)

第7条 前条の規定により参加資格があると決定された者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該参加資格を取り消すことができる。

- (1) 第3条各項に掲げる要件に該当しなくなったとき。
 - (2) 申請書又は添付書類において、虚偽の申請をしたこと又は重要な事実について記載をしなかったことが判明したとき。
- 2 前項の規定により参加資格を取り消す場合は、当該の者にその旨を通知するものとする。

(入札説明会)

第8条 入札説明会は行わない。

(入札執行者)

第9条 入札は、入札執行者が行うものとする。

- 2 入札執行者は組合長が指名する。

(入札の中止等)

第10条 入札参加希望者若しくは参加資格を認められた者が1者であるとき、入札の辞退等により入札参加者が2者未満となる時、または天災その他やむを得ない事由により入札を公正に執行できないと認められたときは入札を延期し、又は取り止めることができる。

- 2 入札執行者は、次の各号のいずれかに該当する場合において、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札参加者を入札に参加させず、また、入札の執行を延期し、若しくは取り止めることができる。
 - (1) 入札参加者が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号。以下「独禁法」という。)等に抵触する行為を行ったと認められるとき。
 - (2) 入札参加者が不穏な行動を為すとき。
 - (3) 天災地変その他やむを得ない事由があるとき。

(4) その他入札を公正に執行することができないと入札執行者が判断したとき。

(禁止事項)

第11条 入札執行者は、次の事項を入札者に履行させ、入札者が違反したと認めたときは退場を命ずることができる。

- (1) 入札執行中は、特に必要と認めた場合を除くほか入札執行室の出入を禁ずること。
- (2) 入札執行中は、私語、放言等を禁ずること。
- (3) 入札関係者以外の者の入札執行室への入室を禁ずること。
- (4) 酒気を帯びて入札執行室へ入室することを禁ずること。
- (5) 入札執行者が、特に指示した事項

(入札の執行)

第12条 入札は、入札書(様式第8号)に金額等を記入し、記名押印のうえ、これを封書にして「入札書在中」と表記して、所定の日時に所定の入札箱にこれを投函させて行う。

- 2 持参又は郵送による入札を特に認めた場合は前項によらず、持参又は郵送により行うことができるものとする。
- 3 入札執行者は、入札の執行に当たり、内訳書の提出を求めることができる。この場合において入札参加者が積算内訳書を提出しない場合は、失格とし、入札に参加できない。

(入札の無効等)

第13条 次の各号のいずれかに該当する入札は無効とする。

- (1) 記名押印のない入札
- (2) 入札金額を訂正した入札
- (3) 入札書と内訳書の金額が異なる入札
- (4) 予定価格を事前公表する場合において、事前に公表した予定価格を上回る価格の入札
- (5) 最低制限価格を設けた場合において、最低制限価格未満の価格の入札
- (6) 入札を持参又は郵送により行う場合において、所定の提出期限までに本組合に到達しなかった入札
- (7) 本組合の指定する入札方法と異なる方法によりなされた入札

(開札)

第14条 入札執行者は、入札者全員の提出を確かめたうえ、開札を行う。

- 2 前項の場合において、前条により無効となった入札、又は失格者のした入札を除き、最低入札価格を読み上げなければならない。

(落札者の決定)

第15条 入札者のうち、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札した者を落札者とし、落札者の次の順位の価格で入札した者を次順位者とする。ただし、落札となるべき同価の入札をした者が2者以上有るときは、くじ引きにより落札者及び次順位者を決定する。

- 2 入札情報の開示において落札候補者決定後に審査する旨指定した場合においては、第1項と同様の手順において落札となるべき入札をした者を落札候補者とし、当該落札候補者に対して、当該入札において指定する審査を行った後、合格となった場合は当該落札候補者を落札者とする。
- 3 前項において当該落札候補者が合格と認められない場合、次順位者を落札候補者とし前項同様審査を行い、落札者を決定する。

(再入札)

第16条 開札をした場合において、予定価格の制限に達した価格の入札がないときは、再入札を実施することができる。

- 2 前項の再入札において、入札者のすべてが立ち会っている場合にあっては直ちに、その他の場合にあっては速やかに別に開示する日時において、入札を行うものとする。
- 3 再入札の回数は、1件につき2回を限度とする。

(入札の不調)

第17条 前条の再入札において落札者がいない場合は、入札を不調とし、入札執行者は、入札が不調となったときは、不調となった旨の宣言をしなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当し、随意契約を行うことが適当であると認められる場合は、この限りではない。

- (1) 最低入札価格と予定価格との差が僅少なとき。
- (2) 緊急を要するとき。
- (3) その他特にやむを得ない事由があるとき。

(入札の終了)

第18条 入札執行者は、入札を終了したときは、入札終了した旨の宣言をしなければならない。

(定めのない事項)

第19条 この要領に定めのない事項については、組合長の指示による。